

## 千葉県食育推進員活動要領

### (趣旨)

第1 「千葉県食育推進員活動実施要綱」に基づき、千葉県食育推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定める。

### (推進員の委嘱)

第2 市長は本市に居住し、かつ、本市の主催する食育推進員養成講座を修了した者または、これと同等の健康づくりのための食生活に関する知識及び経験を有する者で、高い指導性を有する者を推進員として委嘱する。

2 推進員を新規に委嘱するときは、原則として年齢が70歳までの者とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りではない。

### (推進員の任期及び解嘱)

第3 推進員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 市長は、推進員が辞任を申し出たときは、任期途中においてもこれを解嘱することができる。

### (活動)

第4 推進員が行う活動は、千葉県食育推進員活動要綱第2条に掲げる以下のとおりとする。

#### (1) 地区伝達活動（集団）

集団に対して、生活習慣病予防のための食生活や食文化の伝承等の食育について調理実習を含む講習会を実施する。

#### (2) 地区伝達活動（個別）

推進員がそれぞれの担当地区において、健康的な食事や生活面についての情報提供、相談、助言を行う。

#### (3) 健康推進課及び保健福祉センター健康課事業への協力

各種健康づくり関係の行事等に協力する。

2 推進員は、本条第1項の活動に際して、常に管理栄養士等と密接な連携を図るものとする。

3 推進員は、本条第1項の活動を行うのに必要な知識及び技能を習得す

るため、研修等に積極的に参加するものとする。

4 推進員は、組織的、効果的な活動をするために各自の活動を記録するとともに、推進員の学習活動等において、活動状況の反省、評価等を行うように努めるものとする。

5 推進員は、自ら積極的に地区伝達活動に参加するものとする。  
(身分証明書の携帯)

第5 推進員は、前条第1項の推進活動を行う場合には、推進員であることを証明する証(様式第1号)を携帯しなければならない。  
(守秘義務)

第6 推進員は、この要領に基づく活動において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、推進員解嘱後においても同様とする。  
(報告)

第7 推進員は、毎月の活動状況をまとめ、12月と3月に活動記録報告を保健福祉センター健康課長に報告するものとする。  
(費用)

第8 推進員が第4第1項の活動を行うための必要な経費については、予算の範囲内で別に定める。  
(委任)

第9 この要領に定めるものの他、事業の実施にあたって必要な事項は他に定める。

#### 附 則

この要領は、昭和61年10月1日から施行する。

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領による改正前の「千葉市食生活改善推進員」については、本要領の「千葉市食育推進員」と同様の取り扱いをするものとする。

様式第 1 号

証（表 面）

第	号	証
氏 名	(生年月日)	
上記の者は、千葉市食育推進員であることを証明します。		
	期間	年 月 日から 年 月 日まで
年	月	日
	千葉市長	印

（裏 面）

注 意 事 項
1 本証明書は、常時携帯すること。
2 本証明書は、他人に貸与又は、譲渡しないこと。
3 本証明書を、紛失した場合は、速やかに、所定の手続きをとること。
担当課：
電 話：